

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 7 月10日

【会社名】

シナネンホールディングス株式会社

【英訳名】

SHINANEN HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役 社長執行役員 中込 太郎

【本店の所在の場所】

東京都品川区東品川一丁目39番20号

【電話番号】

東京(6478)7811(代表)

【事務連絡者氏名】

人事総務部長 中村 靖人

【最寄りの連絡場所】

東京都品川区東品川一丁目39番20号

【電話番号】

東京(6478)7811(代表)

【事務連絡者氏名】

人事総務部長 中村 靖人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

196,138,000円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	28,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、事後交付型業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット制度)(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、対象取締役に對し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」といいます。)における業績の目標値(以下「業績目標」といいます。)の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。なお、各対象取締役に交付する当社普通株式の数(以下「交付株式数」といいます。)は、以下の算定式に基づき算定されます。

<算定式>

割り当てる株式の数 = 基準交付株式数() × 業績目標達成度() × 役務提供期間比率()

「基準交付株式数」は、対象取締役の基本報酬に応じて、当社取締役会において決定します。

「業績目標達成度」は、評価期間における業績目標の達成割合等に応じて、0%から100%までの範囲で、当社取締役会において決定します。

「役務提供期間比率」は、役務提供期間中の在任月数を役務提供期間の月数で除した比率とします。

役務提供期間は、評価期間とは別に、当社取締役会が定める期間とします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、当社は、2023年6月27日開催の第89期定時株主総会において、()本制度に基づき、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額60百万円以内(ただし、3年分累計180百万円以内を一括して支給できるものとします。)とすること、()本制度に基づき、対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年3万株以内(ただし、3年分累計9万株以内を一括して支給できるものとし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)とすることを、それぞれご承認いただいております。

また、当社子会社は、2023年6月27日開催の第89期定時株主総会において本制度が導入されたことに伴い、当社子会社の取締役に對し、本制度における事後交付型業績連動型株式報酬制度と同様の制度を導入しております。

今般、当社は、2026年7月10日開催の取締役会決議により、本制度に基づき、当社の対象取締役3名及び当社子会社の取締役18名(当社子会社の取締役に對して社外取締役を除き、2023年4月1日、2024年4月1日又は2025年4月1日から2026年3月31日までの評価期間(以下「本評価期間」と総称します。)において取締役であった者を指し、以下「対象者」と総称します。)に對し、本評価期間の業績目標達成度に応じて付与される、当社又は当社子会社に対する金銭報酬債権の合計196,138,000円を現物出資の目的として、当社の普通株式合計28,100株(以下「本割当株式」といいます。)を処分すること(以下「本自己株式処分」といいます。)を決議いたしました(以下「本決議」といいます。)

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条等の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	28,100株	196,138,000	—
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	28,100株	196,138,000	—

(注) 1. 本制度に基づき、割当対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、割当対象者に対して付与する金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役(本評価期間において当社又は当社子会社の取締役であった者を指し、監査等委員である取締役を除く。): 3名	4,900株	34,202,000	当社による金銭報酬債権
当社子会社の取締役(本評価期間において当社又は当社子会社の取締役であった者を指し、社外取締役を除く。): 18名	23,200株	161,936,000	当社子会社による金銭報酬債権

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
6,980	—	100株	2026年7月27日 ～2026年8月24日	—	2026年8月25日

(注) 1. 本決議に基づき、割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は、割当対象者に対する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
シナネンホールディングス株式会社 人事総務部	東京都品川区東品川一丁目39番20号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
—	—

(注) 本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
—	300,000	—

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき付与される予定の金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日) 2026年 6 月22日 関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年 7 月10日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 6 月26日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年 7 月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年 7 月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

シナネンホールディングス株式会社 本店
(東京都品川区東品川一丁目39番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。